浜田市地域おこし協力隊募集要項（梨園事業承継就農研修生）

1　募集の目的

　 島根県浜田市は、海と山に囲まれ、豊かな自然の恵みにより古くより農業や漁業が盛んに行われてきました。しかしながら、高齢化に伴う生産者の減少や、気候変動による災害の増加、また、これに伴う経営の不安定化により農業の存続が危ぶまれています。

　 浜田市旭町の山ノ内梨園は、赤梨の産地として有名ですが、この度、梨栽培に携わる生産者が高齢化を理由として、離農される意思を固められたのに伴い、この生産者の梨園を事業承継し、梨農家として自営就農を目指す方を「地域おこし協力隊（梨園事業承継就農研修生）」として募集します。

2　研修内容

 地域おこし協力隊の任期終了後、浜田市の認定新規就農者\*1として梨農家として自営就農を開始できるよう、産地の梨生産者のもとで栽培技術等を学んでいただきます。

また、島根県立農林大学校の講義等を受講していただき、農業経営に必要な知識を習得していただきます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 研修1年目 | 研修2年目 | 研修3年目 | 就農１年目 |
| 産地の梨生産者での研修 | ・産地の梨生産者から栽培技術等を学ぶ。 | ・産地の梨生産者から栽培技術等を学ぶ。 | ・産地の梨生産者から栽培技術等を学ぶ。 |  |
| 民間企業等での研修 | ・島根県立農林大学校（特別集中講義）等を受講します。 | ・島根県立農林大学校（特別集中講義）等を受講します。 |  |  |
| 自営就農に向けた準備 |  | ・認定新規就農者の認定申請に向けた準備。（就農計画の作成、施設・機械設備の検討、融資の相談等） | ・認定新規就農者審査会を経て認定新規就農者となる。・補助事業を活用して施設・機械等の導入。 | ・梨園を事業承継して就農開始。 |

\*1新たに農業経営を営もうとする青年等であって、浜田市から自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」の認定を受けた者のこと。

3　事業譲渡する梨生産者

　 芳川 誠　氏（浜田市旭町丸原）

4　研修開始予定時期

　 令和7年6月以降に研修開始

5　募集人員

　 1名

6　募集対象

（1）令和7年4月1日現在で20歳～45歳の方

（2）三大都市圏や政令指定都市または地方都市（条件不利地域を除く）にお住まいの方で、採用後に島根県浜田市に住民票を異動し、移住することが可能な方

（3）心身ともに健康で就農に強い意欲を持ち、活動終了後に浜田市に居住し、自営就農する意思を持っている方

（4）パソコン（Word、Excel、メールなど）の一般的な操作ができる方

（5）普通自動車運転免許を持っている方

（6）地方公務員法第16条に規定する一般職の職員の欠格事項に該当しない方

7　勤務地

　 島根県浜田市旭町地内

※勤務地外での活動もあります。

8　雇用形態

（1）浜田市地域おこし協力隊として浜田市長が委嘱します。

（2）隊員は個人事業主として活動し、市との雇用関係はありません。

（3）委嘱期間は委嘱日の属する年度の3月31日までとし、1年を超えない範囲で委嘱期間を延長することができます。ただし、委嘱期間は3年を限度とします。

※隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことがあります。

9　研修時間等

原則として週5日間従事とし、1日8時間程度を基本とします。ただし、土日祝日、早朝・夜間など不規則な業務従事となる場合があります。

10　給与・賃金等

（1）報酬

月額250,000円

※時間外勤務手当及び退職手当の支給はありません。

（2）待遇・福利厚生

 ①報酬とは別に活動等の経費については、予算の範囲内において次のとおり支給します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率、補助限度額等 |
| 家賃（共益費・駐車場代を除く） | 月額上限50,000円（年間最大600,000円） |
| 敷金 | 補助率1/2（最大100,000円、委嘱期間中1回に限る） |
| 民間企業等での研修参加に係る旅費（受入の梨農家の梨園への通勤は除く） | 実費支給。車賃については、浜田市職員等の旅費に関する条例に基づき、算出した額を支給。 |

②国民健康保険、年金保険等は、各自で加入してください。

③毎年、確定申告の必要がありますので、各自で行ってください。

11　現地見学について

希望者は、事前に現地梨園を見学することができます。

現地見学を希望される方は、下記お問い合せ先までご連絡ください。

12 応募方法

（1）提出書類

　　・「浜田市地域おこし協力隊（梨園（梨栽培）事業承継就農）　応募用紙」

　　・履歴書（JIS規格形式A4サイズ・写真添付）

　　・住民票抄本

　　・普通自動車免許証の写し

（2）提出先

　　 〒697-0425　島根県浜田市旭町今市637番地

　　 浜田市旭支所産業建設課産業振興係

（3）提出書類受付期限

　　 令和7年5月15日（木）まで（必着）

13　選考審査

（1）書類提出（5月15日（木）締切）

・提出書類を締切日必着で郵送してください。

　　 ※提出された書類は、返却できませんのでご了承ください。

（2）第1次選考

　・書類審査により第1次選考を行います。

　・合否の結果は、書面等でお知らせします。

（3）第2次選考

　・第1次選考合格者を対象に、面接試験を行います。

　・日時、場所については第1次選考結果通知で、対象の方にお知らせします。

（4）最終結果

　　・第2次選考終了後、書面で個別にお知らせします。

14　その他

・応募にかかる経費（旅費等）は応募者の負担となります。

　　・宿泊費については、補助対象となる場合がありますので、あらかじめご相談ください。

15　お問い合せ先

〒697-0425　島根県浜田市旭町今市637番地

　　浜田市旭支所産業建設課産業振興係

　　TEL：0855-45-1437　FAX：0855-45-0135

　　Email：a-sangyou@city.hamada.lg.jp